

# 住宅設備改修のご案内

身体状況の変化により、既存の浴槽や和式トイレ等の使用が困難になった方へ改修費用の一部を補助します。

## 1 対象者

新宿区内に住所がある65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、下記の対象種目の既存設備の使用が困難な方。

## 2 対象種目および給付限度額

対象種目	給付限度額(税込)
(1) 浴槽の取り替え 身体状況の変化により簡易な住宅の改修だけでは、既存の浴槽の使用が困難な方。	379,000円
(2) 流し台・洗面台の取り替え <u>車いす利用者</u> で、自身で調理、洗面を行っている方で、既存の設備の使用が困難な方。	156,000円
(3) 和式便器から洋式便器への取り替え 身体状況の変化により既存の設備の使用が困難な方。	106,000円

※ 上記(1)から(3)の住宅設備改修と介護保険の住宅改修を同時に行いたい場合は、相談時に必ずお知らせください。

※ 上記(1)から(3)ごとの申請は各1回限りで、給付限度額以下の工事で残金があっても複数回の申請はできません。

## 3 費用

改修にかかる費用の「1割」「2割」または「3割」

※ 介護保険の負担割合に応じて、給付限度額内でかかった費用の1割、2割または3割を利用者が負担してください。残りの9割、8割または7割の費用は、給付金として区から直接施工業者へ支払います。

※ 給付限度額を超えた費用は、利用者負担となります。

裏面に続く

## 4 手続

- (1) 工事前に区役所の介護保険課給付係に住宅設備改修について相談してください。
- (2) 区職員が利用者の身体・住宅等の状況調査のために自宅を訪問します。訪問時にこの制度の対象となるかを確認し、申込みを受け付けます。
- (3) 区から施工業者に見積もりを依頼します。
- (4) 区で書類審査後、利用者宅に「住宅設備改修給付決定通知書」を送付します。  
(利用者負担の割合と利用者負担額については、給付決定通知書に記載しますので確認してください。)
- (5) 給付決定通知書が届いたら施工業者に工事の承認を伝え工事を開始してください。
- (6) 工事終了後、費用(利用者負担分)の支払いとともに「給付券」に利用者が署名・押印をした後、施工業者に渡してください。(工事完了後、必要に応じて、区職員が検査・立会を行う場合があります。)

## 5 注意事項

※ この補助を受けるためには、改修を行う前に相談・申込みが必要です。相談の時点で工事を開始しているものや既に工事が終了しているものについては適用できません。

※ 住宅設備が老朽化したという理由での工事は、この制度を適用できません。

※ 申込みから工事の承認をお知らせする決定通知書を送付するまで、約10日間(土日祝日除く)かかりますので、余裕をもって相談・申込みをしてください。

その他、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。

### 相談・問い合わせ先

〒160-8484  
新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区 介護保険課 給付係

電話番号 03-5273-4176  
ファクス 03-3209-6010